

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

発熱等の風邪症状がある場合

- ①風邪の症状や **37.5 度以上（目安）の発熱の場合**
(咳止めや解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ②**強いだるさ**（倦怠感）や**息苦しさ**（呼吸困難）がある場合

自宅待機（検温、朝・夕／各1回）など、健康観察等を行い、体調を整えることを心がけてください。

上記の症状のいずれかがあらわれた場合は、他の人との接触を避け、すみやかに最寄りの「病院」等に相談してください。また、教務課へ現状を報告してください。

「病院」等へ連絡

「病院」等の指定の医療機関で受診

「陽性」の場合（感染あり）

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされます。陽性「感染あり」と診断された場合は、医療機関の主治医の許可があるまで療養し、登校は控えてください。主治医からの「許可」後は教務課へ連絡し。登校の可否等を相談してください。

自宅待機期間終了後、短大へ登校可

教務課へ報告後、「病院」等より、受診・PCR検査不要と言われた場合も教務課へ報告してください。

PCR 検査あり

「陰性」の場合（感染なし）

PCR 検査なし

最終的な登校の判断等は教務課へ相談してください。

Tel : 04-2925-1111

登校可

登校可

配慮対象外

教務課へ報告後、授業を欠席した場合は、「配慮願ひ」の記入。